

平成19年度監査報告書

平成20年6月26日

国立大学法人京都工芸繊維大学
学長 江島 義道 殿

国立大学法人京都工芸繊維大学

監事 村田 隆 紀

監事 野村 春 治

監事村田隆紀および野村春治は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規程に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表即ち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書及び事業報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

記

監査の結果、当監事の意見は次のとおりです。

1. 業務の監査結果

法人の中期目標・中期計画に基づく平成19年度計画は、項目並びに部署ごとに進捗状況に多少の差異はあるものの、計画通り順調に遂行され、一部には当初計画以上の成果もみられる。これらの結果は、法人並びに教職員一体となった業務運営の賜物と考えられる。また、関係法令および規則に違反する事項もなく、業務はおおむね適正に遂行されたものと認める。

2. 会計の監査結果

- (1) 予算の執行、資金の運用、金銭の出納管理、契約等に不整の点は認められず、適正に遂行されたものと認める。
- (2) 法人に準用される独立行政法人通則法第38条に定める財務諸表に不整の点はなく、法人の財務関連状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 同じく決算報告書及び事業報告書についても不整はなく、法人の決算及び業務運営の状況を適正に示しているものと認める。

以上